

# 映画「水俣」を証 拠として検証

## チツソ総会取消し訴訟

【大阪】一株株主らの入場を制限し、たった四分間で閉会した昨年十一月二十八日のチツソ株式会社（島田賢一社長、本社・大阪市北区宗是町）の第四十二回株主総会決議取り消し訴訟の第七回口頭弁論が二十日午前、大阪地裁民事六部（日高敏夫裁判長）で開かれ、原告側が申請した記録映画「水俣」を証拠として検証すること

とが決まった。公害関係の訴訟で患者の実態を描いた記録映画を検証するのは珍しいケース。